



宮 崎 県 公 報

平成24年 5 月10日 (木曜日) 第 2385 号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
小 柳 印 刷 株 式 会 社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 36,000 円

目 次

告 示

- 県税の収納の事務の委託…………… (税務課) 1
- 生活保護法に基づく医療機関の指定…………… (国保・援護課) 1
- 生活保護法に基づく指定医療機関の廃止の届出 (“) 2
- 宮崎県証紙売りさばき人の指定…………… (会計課) 2
- 宮崎県証紙売りさばき人の変更の届出 (“) 2
- 宮崎県証紙売りさばき人の指定の取消し…………… (“) 2

公 告

- 特定非営利活動法人の定款の変更認証の申請… (経・働・数・課) 2
- 県営土地改良事業計画の策定…………… (農村整備課) 3
- 公共測量終了の通知…………… (管理課) 3
- 入札公告…………… 3
- 落札者等の公告 (2 件) …………… 4
- 公安委員会告示**
- 遊技機の型式の検定に係る指定試験機関の指
定…………… 4
- 公安委員会公告**
- 警備員指導教育責任者講習の実施について…………… 4

告 示

宮崎県告示第 353号

地方自治法施行令 (昭和22年政令第16号) 第 158条の2 第 1 項の
規定により、次のとおり県税の収納の事務を委託した。

平成24年 5 月10日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 県税の収納の事務の委託を受けた者

- (1) 地銀ネットワークサービス株式会社 東京都千代田区鍛冶町
一丁目 8 番 3 号
- (2) 国分グローサースチェーン株式会社 東京都中央区日本橋一
丁目 1 番 1 号
- (3) 株式会社ココストア 愛知県名古屋市中区栄一丁目 7 番34号
- (4) 株式会社ココストアイースト 茨城県土浦市小松二丁目13番
1 号
- (5) 株式会社サークルKサンクス 愛知県稲沢市天池五反田町 1
番地
- (6) 株式会社しんきん情報サービス 東京都港区港南一丁目 8 番
27号
- (7) 株式会社スリーエフ 神奈川県横浜市中区日本大通17番地
- (8) 株式会社セイコーマート 北海道札幌市中央区南九条西五丁
目 421番地
- (9) 株式会社セーブオン 群馬県前橋市亀里町 900番地
- (10) 株式会社セブン-イレブン・ジャパン 東京都千代田区二番
町 8 番地 8
- (11) 株式会社デイリーヤマザキ 東京都千代田区岩本町三丁目10
番 1 号
- (12) 株式会社ファミリーマート 東京都豊島区東池袋三丁目 1 番
1 号
- (13) 株式会社ポプラ 広島県広島市安佐北区安佐町大字久地 665
番地の 1
- (14) ミニストップ株式会社 東京都千代田区神田錦町一丁目 1 番
地

(15) 株式会社ローソン 東京都品川区大崎一丁目11番 2 号

2 委託に係る県税の税目

宮崎県税条例 (昭和29年宮崎県条例第19号) 第 2 条第 1 項第 9
号に規定する自動車税

3 委託した収納取扱期間

平成24年 5 月 1 日から平成24年 8 月31日まで

宮崎県告示第 354号

生活保護法 (昭和25年法律第 144号) 第49条 (中国残留邦人等の
円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律 (平成
6 年法律第30号) 第14条第 4 項においてその例によるものとされた
場合を含む。) の規定により、医療扶助及び医療支援給付のための
医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成24年 5 月10日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

名 称	所 在 地	指定年月日
都城フォレスト・ クリニック 脳神 経外科	都城市下川東 2 - 12 - 1	平成24年 4 月23日
みまた病院	都城市郡元町 1 丁目 9 番地 5	平成24年 4 月 1 日
癒しの郷診療所	延岡市中町 1 丁目 3 番 地10	平成24年 4 月 1 日
やまうち泌尿器科 内科	日向市北町 1 丁目50番 地	平成24年 4 月 1 日
国民健康保険 諸 塚診療所	東臼杵郡諸塚村大字家 代3063番地	平成24年 4 月 1 日
友愛薬局	延岡市南町 1 丁目 2 番 地 4	平成24年 4 月 1 日
日向北町薬局	日向市北町 1 丁目49番 地 2	平成24年 4 月 1 日
富高薬局原町支店	日向市原町 1 丁目 2 番 5 号	平成24年 4 月 1 日

宮崎県告示第 355号

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第50条の 2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第30号）第14条第 4 項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、指定医療機関から次のとおり廃止した旨の届出があった。

平成24年 5 月10日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

名 称	所 在 地	廃止年月日
医療法人敬和会戸嶋病院	都城市郡元 1 丁目 9 番地 5	平成24年 3 月31日
癒しの杜クリニック	延岡市古川町 413-12	平成24年 3 月31日
諸塚村国民健康保険病院	東臼杵郡諸塚村大字家代2661番地	平成24年 3 月31日
富高薬局原町支店	日向市鶴町 1 丁目61番地 6	平成24年 3 月31日

宮崎県告示第 356号

宮崎県収入証紙条例（昭和39年宮崎県条例第34号）第 5 条第 1 項の規定により、収入証紙売りさばき人を次のとおり指定した。

平成24年 5 月10日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

売りさばきをする場所	売りさばき人の名称	指定年月日
都城市五十町4540番地 3 ナカムラ自動車学校内	株式会社みゆき学園	平成24年 4 月20日
都城市都北町7333番地 警友自動車学校内	株式会社みゆき学園	平成24年 4 月20日

宮崎県告示第 357号

宮崎県収入証紙条例施行規則（昭和39年宮崎県規則第11号）第11条第 5 項の規定により、収入証紙売りさばき人から次のとおり変更の届出があった。

平成24年 5 月10日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

変 更 前		変 更 後		変 更 年 月 日
売りさばき をする場所	売りさばき 人の名称	売りさばき をする場所	売りさばき 人の名称	
日南市戸高 1 丁目12番地 1 日南総合庁舎内	社団法人日南市シルバー人材センター	日南市戸高 1 丁目12番地 1 日南総合庁舎内	公益社団法人日南市シルバー人材センター	平成24年 4 月 1 日

宮崎県告示第 358号

宮崎県収入証紙条例施行規則（昭和39年宮崎県規則第11号）第12条第 1 項の規定により、次のとおり収入証紙売りさばき人の指定を取り消した。

平成24年 5 月10日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

指定を取り消した売りさばきをする場所	指定を取り消した売りさばき人の名称	指定取り消し年月日
小林市大字細野 251番地 1	西諸地区森林組合	平成24年 3 月31日
都城市都北町7333番地	有限会社三幸	平成24年 4 月20日
都城市五十町4540番地 3	ナカムラ産業株式会社	平成24年 4 月20日

公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第 7 号）第25条第 4 項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があった。

平成24年 5 月10日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

申請年月日	名 称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
平成 24年 4 月 24日	特定非営利活動法人ひむか福祉サービス	矢野 眞理	宮崎県東臼杵郡門川町大字加草1541番地 1	この法人は、高齢者や障がい者ならびに子育て中の家族などが、住み慣れた地域で生きがいを持ち、安心して生涯を過ごすことができる明るく活力のある地域社会を実現するために、利用する側の視点に立ったデイサービス等の在宅介護事業や、老人ホーム等の施設介護事業及び居住安定に関する賃貸住宅も含む生活支援事業ならびに託児、保育等の子育て支

援活動による地域福祉サービス分野での支援活動を行い、もって宮崎県内の福祉及び保健の増進及び子どもの健全育成に寄与することを目的とする。

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第87条第 1 項の規定により、七折地区県営土地改良事業（日之影町、中山間地域総合整備事業）に係る土地改良事業計画を定めた。

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成24年 5月10日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 縦覧に供する書類

策定に係る土地改良事業計画書の写し

2 縦覧期間

平成24年 5月10日から平成24年 6月 7日まで

3 縦覧場所

日之影町役場 掲示場

4 その他

この公告に係る土地改良事業計画（以下「この計画」という。）に対して不服があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、宮崎県知事に対して異議申立てをすることができる。

また、異議申立ての決定に対して不服があるときは、当該決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、宮崎県を被告として（宮崎県知事が被告の代表者となる。）、当該決定に対する取消しの訴えを提起することができる。

なお、土地改良法第87条第10項の規定により、この計画についての異議申立てに係る決定に対してのみ、取消しの訴えを提起することができる。

測量法（昭和24年法律第 188号）第39条において準用する同法第14条第 2 項の規定により、宮崎県公報第1624号により公告した公共測量（世界測地系座標変換）が平成24年 4月20日終了した旨、宮崎市長から通知があった。

平成24年 5月10日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

入札公告

一般競争入札を次のとおり実施する。

平成24年 5月10日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 競争入札に付する事項

- (1) 購入物品及び数量 水槽付消防ポンプ自動車 1台
- (2) 購入物品の特質等 入札説明書による。
- (3) 納入期限 平成24年12月25日
- (4) 納入場所 宮崎県消防学校
- (5) 入札方法 (1)の購入物品について入札を実施する。落札決定

に当たっては、入札書に記載した金額に当該金額の 100分の 5 に相当する金額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 105分の 100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札に参加する者に必要な資格

- (1) この競争入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

ア 平成24年宮崎県告示第 163号に規定する資格を有する者であること。

イ 納入する物品及び数量を確実に納入できる者であること。

ウ 納入する物品について、保守、点検、修理、部品の提供等のアフターサービスを、納入先の求めに応じて速やかに提供できる者であること。

- (2) 入札に参加しようとする者は、(1)イ及びウの資格要件を満たすことを証明する書類（以下「証明書」という。）を平成24年 6月15日までに提出すること。ただし、上記提出期限を経過しても入札書の提出期限までは証明書を随時受け付けるが、この場合には資格要件審査が入札に間に合わないことがある。

なお、入札者は、当該書類について説明を求められたときは、これに応じなければならない。

3 契約条項を示す場所及び期間

- (1) 場所 宮崎県総務部総務事務センター物品担当 宮崎市橋通東 2 丁目10番 1 号 郵便番号 880-8501 電話番号0985 (26) 7208

- (2) 期間 平成24年 5月10日から平成24年 6月22日まで（土曜日及び日曜日を除く。午前 9 時から午後 5 時まで）

4 入札説明書の交付場所及び交付期間

- (1) 場所 宮崎県総務部総務事務センター物品担当

- (2) 期間 平成24年 5月10日から平成24年 6月22日まで（土曜日及び日曜日を除く。午前 9 時から午後 5 時まで）

5 入札説明会の場所及び日時

- (1) 場所 宮崎県庁 1 号館 4 階総務事務センター入札室 宮崎市橋通東 2 丁目10番 1 号

- (2) 日時 平成24年 5月23日午後 2 時

6 入札書の提出場所、提出期限及び提出方法

- (1) 提出場所 宮崎県総務部総務事務センター物品担当

- (2) 提出期限 平成24年 6月22日午後 2 時（郵便にあっては平成24年 6月21日午後 5 時必着）

- (3) 提出方法 持参又は送付（郵便にあっては書留郵便に限る。）によること。

7 開札の場所及び日時

- (1) 場所 宮崎県庁 1 号館 4 階総務事務センター入札室

- (2) 日時 平成24年 6月22日午後 2 時

8 入札保証金

入札保証金については、宮崎県財務規則（昭和39年宮崎県規則第 2 号）第 100条の規定による。

9 入札の無効に関する事項

宮崎県財務規則第 125条に規定する入札は、無効とする。

10 落札者の決定の方法

予定価格以内で最低価格の入札を行った者を落札者とする。

11 契約に関する事務を担当する部局等

宮崎県総務部総務事務センター物品担当

- 12 契約の手續において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- 13 その他
 - (1) この競争入札による調達は、世界貿易機関 (WTO) に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。
 - (2) 特定調達に係る苦情処理の関係において宮崎県政府調達苦情検討委員会が調達手續の停止等を要請する場合がある。この場合、調達手續の停止等があり得る。
 - (3) その他この競争入札に関する詳細は、入札説明書による。
- 14 Summary
 - (1) Nature and quantity of the products to be purchased:Rescue Pumper Vehicle with attached tank Quantity: 1
 - (2) Time limit for tender: 2:00 p.m.22 June 2012
 - (3) Contact point for the notice: Office Employee General Affairs Center Miyazaki Prefectural Government, 2-10- 1 Tachibanadori Higashi, Miyazaki City, 880-8501 Japan. TEL: 0985-26-7208

落札者等の公告

随意契約の相手方を決定したので、次のとおり公示する。
平成24年 5 月10日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量
宮崎県人事給与システム保守業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地
宮崎県総務部人事課法令遵守・人給システム担当 宮崎市橋通東 2 丁目10番 1 号
- 3 随意契約の相手方を決定した日
平成24年 4 月 1 日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
日本電気株式会社 東京都港区芝五丁目 7 番 1 号
- 5 随意契約に係る契約金額
36,255,832円
- 6 随意契約によった理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手續の特例を定める政令 (平成 7 年政令第 372号) 第10条第 1 項第 2 号に該当

落札者等の公告

一般競争入札により落札者を決定したので、次のとおり公示する。
。

平成24年 5 月10日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 落札に係る調達件名、数量及び規格等
宮崎県広報紙「県広報みやぎ」及び宮崎県議会広報紙「県議会の動き」の印刷 (こん包及び配送を含む) 「県広報みやぎ」 360,000部× 6 回、A 4 判 4 色カラー 8 ページ「県議会の動き」 360,000部× 6 回、A 4 判 4 色カラー 4 ページ
- 2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地
宮崎県総務部総務事務センター物品担当 宮崎市橋通東 2 丁目10番 1 号
- 3 落札者を決定した日 平成24年 4 月20日
- 4 落札者の氏名及び住所
株式会社宮崎南印刷 宮崎市大字田吉字赤江 350番 1
- 5 落札金額 40,824,000円

- 6 一般競争入札の公告を行った日 平成24年 3 月 8 日

公安委員会告示

宮崎県公安委員会告示第47号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律 (昭和23年法律第 122号) 第20条第 5 項の規定に基づき、同項に規定する試験事務を同項の指定試験機関に行わせることとしたので、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則 (昭和60年国家公安委員会規則第 4 号) 第12条第 1 項の規定により次のとおり告示する。

平成24年 5 月10日

宮崎県公安委員会委員長 佐 藤 勇 夫

- 1 試験事務の内容
風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第20条第 5 項に規定する試験事務で同条第 4 項の検定に係るものの全部
- 2 指定試験機関の名称 一般財団法人保安通信協会
- 3 指定試験機関の住所 東京都墨田区大平 4 丁目 1 番 3 号
- 4 指定試験機関の代表者の氏名 吉 野 準

公安委員会公告

宮崎県公安委員会公告第10号

警備業法 (昭和47年法律第 117号。以下「法」という。) 第22条第 2 項に規定する警備員指導教育責任者講習を次のとおり実施する。

平成24年 5 月10日

宮崎県公安委員会委員長 佐 藤 勇 夫

- 1 講習の種類、警備業務の区分、実施日及び定員

種 類	警備業務の区分	講 習 の 実 施 日	定員
追加取得講習	2 号警備業務	平成24年 7 月25日(木)から 7 月27日(金)まで	20名

- 2 講習の対象者

講習の対象者は、受講申込みする当該警備業務区分以外の区分の資格者証又は講習修了証明書を有する者で、かつ、受講申込みを行う日において、次のいずれかに該当する者とする。

- (1) 最近 5 年間に当該警備業務の区分に係る警備業務に従事した期間が通算して 3 年以上である者
- (2) 検定規則第 4 条に規定する 1 級の検定 (当該警備業務の区分に係るものに限る。) に係る合格証明書の交付を受けている者
- (3) 検定規則第 4 条に規定する 2 級の検定 (当該警備業務の区分に係るものに限る。) に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該検定に合格した後、継続して 1 年以上当該警備業務に従事している者
- (4) 旧検定規則第 1 条第 2 項に規定する 1 級の検定 (当該警備業務の区分に係るものに限る。) に合格した者
- (5) 旧検定規則第 1 条第 2 項に規定する 2 級の検定 (当該警備業務の区分に係るものに限る。) に合格した警備員であって、当該検定に合格した後、継続して 1 年以上当該警備業務に従事している者

- 3 講習の場所

宮崎市学園木花台西 2 丁目 4 番地 3

宮崎県技能検定センター (旧名称宮崎地域職業訓練センター)

電話0985-58-1570

- 4 受講申込書の提出方法等

(1) 提出先

受講申込者の住所地を管轄する警察署とする。ただし、受講申込者が警備員である場合は、その属する営業所の所在地を管轄する警察署でも良いこととする。

(2) 提出日時

警備業務の区分	提 出 日 時
2号警備業務	平成24年6月11日(月)から6月22日(金)まで（土、日曜を除く。）の午前9時から午後5時まで

(3) 提出方法

提出は、申込者本人によることを原則とするが、申込者が警備員であって、その属する営業所の従業員に委任状を託しての代理申込みについては認める。郵送による申込みは認めない。

(4) 提出書類等

ア 受講申込書（受講申込者の写真（申請前6月以内に撮影した縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルの大きさの正面、無帽、上三分身像、無背景のもの）を貼り付けたもの）

イ 2に掲げる要件に該当することを証明する次の書面

(ア) 2の(1)に該当する者

当該警備業務の区分に係る警備業務従事証明書及び履歴書

(イ) 2の(2)に該当する者

検定規則第4条に規定する1級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証明書の写し

(ウ) 2の(3)に該当する者

検定規則第4条に規定する2級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証明書の写し及び警備業務従事証明書

(エ) 2の(4)に該当する者

旧検定規則第1条第2項に規定する1級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証の写し

(オ) 2の(5)に該当する者

旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証の写し及び警備業務従事証明書

ウ 資格者証又は講習修了証明書の写し（追加取得講習受講者に限る。）

5 手数料

受講申込時、次表の手数料に相当する額の宮崎県証紙により納入すること。

講習別	警備業務区分	手数料
追加取得講習	2号警備業務	14,000円

納入された手数料は、受講辞退その他いかなる場合にも返還しない。

6 その他

(1) 受講申込みの受付が終了後、その旨、社団法人宮崎県警備業協会（電話代表0985-28-0518）に連絡すること。

(2) この講習の実施に際して収集する個人情報、この講習に関する目的以外には使用しない。

(3) 本件に関する問い合わせは、宮崎県警察本部生活安全部生活安全企画課警備係（電話代表0985-31-0110）に行うこと。

--	--